

第4次
幸手市地球温暖化対策実行計画
【事務事業編】

令和7年(2025年)7月

～

令和13年(2031年)3月



幸手市マスコットキャラクター
さっちゃん

令和7年7月

幸手市

目 次

第1章 基本的事項	
1 地球温暖化と気候変動の現状	1
2 地球温暖化と気候変動に対する取組	1
3 幸手市の取組と目的	3
第2章 第3次実行計画の温室効果ガス排出量等	
1 第3次実行計画について	5
2 第3次実行計画における温室効果ガス排出量の状況	5
3 活動量(エネルギー使用量)にみる課題	7
第3章 第4次実行計画の概要	
1 計画の基準年度及び期間	8
2 計画の算定対象	8
3 温室効果ガス排出量の算出方法	9
4 計画の対象施設	10
5 温室効果ガス排出量の削減目標	11
6 重点推進項目	13
第4章 具体的な取組	
1 財やサービスの購入・使用に関する取組	15
2 建築物の建築、管理等に関する取組	16
3 その他の事務・事業に関する取組	16
第5章 推進と点検等	
1 推進と点検等	18
2 職員に対する周知	18
3 公表	18
参考資料	
1 排出係数一覧	19
2 対象施設一覧	20

※この計画の表・グラフ中の数値については、端数処理の関係で内訳の計と合計が一致しないことがあります。

第1章 基本的事項

1 地球温暖化と気候変動の現状

地球温暖化と気候変動は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

温暖化は大気中の温室効果ガス濃度の上昇によるものとされ、その最大の原因は化石燃料(石油、石炭、天然ガス)の燃焼に起因するCO₂(二酸化炭素)とされています。このことから、世界はCO₂排出を実質ゼロとする脱炭素(カーボンニュートラル)を目指しています。

令和3年(2021年)8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

2 地球温暖化と気候変動に対する取組

平成27年(2015年)11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国(いわゆる先進国)と非附属書I国(いわゆる途上国)という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献(nationally determined contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

平成30年(2018年)に公表されたIPCC「1.5°C特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2°Cを十分下回り、1.5°Cの水準に抑えるためには、CO₂排出量を令和32年(2050年)頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、令和32年(2050年)までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

日本は、令和2年(2020年)10月に、令和32年(2050年)までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌令和3年(2021年)年4月、地球温暖化対策推進本部において、令和12年度(2030年度)の温室効果ガスの

削減目標を平成 25 年度(2013 年度)比 46%削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

令和 3 年(2021 年)6 月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 54 号)では、令和 32 年(2050 年)までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、地方公共団体の地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定するよう努めるものとされています。

この法改正に続けて同月に、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策(屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等)を全国津々浦々で実施するといったこと等が位置付けられています。

同年 10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5 年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、令和 12 年度(2030 年度)において、温室効果ガスを平成 25 年度(2013 年度)から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、令和 12 年度(2030 年度)目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋が描かれています。

令和 3 年(2021 年)10 月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(以下、「政府実行計画」という。)の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を令和 12 年度(2030 年度)までに 50%削減(平成 25 年度(2013 年度)比)に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

さらに、令和 7 年(2025 年)2 月に、パリ協定に日本の新たな目標が提出されるとともに、地球温暖化対策と政府実行計画が決定され、従来の令和 12 年度(2030 年度)目標に加えて、令和 17 年度(2035 年度)及び令和 22 年度(2040 年度)の目標が示されました。

3 幸手市の取組と目的

県や市町村は、職員数や事業量などからみて、比較的規模の大きな経済主体であると考えられます。このため、行政が自らの事務及び事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を抑制することによって、地域の温室効果ガスの削減が可能になります。

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定に基づき、平成 20 年度(2008 年度)には幸手市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】(以下、「第 1 次実行計画」という。)を、平成 25 年度(2013)には「第 2 次幸手市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」(以下、「第 2 次実行計画」という。)を、平成 30 年度(2018 年度)には「第 3 次幸手市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」(以下、「第 3 次実行計画」という。)を策定し、温室効果ガスの排出量の削減に取り組んできました。

第 3 次実行計画については令和 7 年(2025 年)6 月で計画期間が終了となるため、新たに温室効果ガス排出の削減に関する計画を定める必要があります。そこで、市の事務及び事業に関し、地球温暖化対策のより一層の推進を目的とした「第 4 次幸手市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」(以下、「第 4 次実行計画」という。)を策定します。

なお、この計画を幸手市役所全体で共有し、温室効果ガスの排出抑制を職員一人ひとりが意識することにより、グリーン調達の推進や事務経費の削減も同時に達成することが期待できます。

※第 1 次実行計画期間:平成 21 年(2009 年)4 月～平成 26 年(2014 年)3 月

※第 2 次実行計画期間:平成 26 年(2014 年)4 月～平成 31 年(2019 年)3 月

※第 3 次実行計画期間:平成 31 年(2019 年)4 月～令和 7 年(2025 年)6 月

※第 4 次実行計画期間:令和 7 年(2025 年)7 月～令和 13 年(2031 年)3 月

【参考】地球温暖化対策の推進に関する法律(抜粋)

(地方公共団体実行計画等)

第 21 条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2～12 省略

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

14 省略

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

16～17 省略

第2章 第3次実行計画の温室効果ガス排出量等

1 第3次実行計画について

平成30年度(2018年度)を最終年度とする第2次実行計画に続けて、令和元年度(2019年度)から令和5年度(2023年度)の5年間の計画期間とする第3次実行計画を平成30年度(2018年度)に策定しました。第3次実行計画においては、平成29年度(2017年度)を基準年度とし、温室効果ガスの排出量を令和5年度(2023年度)までに6%削減するという目標を設定しました。また、幸手市環境基本計画の改定と歩調を揃え、計画期間を令和7年6月まで延長しました。

第2次実行計画からの変更点としては、第3次実行計画から市役所の全ての事務事業が対象となり、指定管理施設や環境課のごみ処理施設等も対象に加わりました。

2 第3次実行計画における温室効果ガス排出量の状況

基準年度である平成29年度(2017年度)から、温室効果ガスの排出量をみると増加傾向にあり、これは小中学校に導入されたエアコンの本格的な運用により、都市ガス、液化石油ガスの使用量が増加したことが主な要因となっております。また、計画期間中、新型コロナウイルス感染症対策として、換気を行いながら空調設備を使用したことなどにより、温室効果ガス排出量は一時的に増加しましたが、様々な節電対策(アスカル幸手のメインアリーナにおいて、常時換気から使用時間に応じた換気に変更するなど)により、電気使用量の削減に努めました。

温室効果ガスの削減につながる取り組みとしては、街路灯や公共施設におけるLED化による消費電力の抑制や、公用車全体に占める軽自動車の割合が増加したことによる燃費の向上などが挙げられます。しかしながら令和5年度(2023年度)には、前年度から約2.04%を増加する結果となりました。これは、基準年度(平成29年度)と比較すると約2.29%の増加となっております。

表 温室効果ガス排出量の推移

年度	排出量(t-CO ₂)	削減率(基準年度比)
基準年度 平成 29 年度	5,742	—
令和元年度	5,682	△1.04%
令和 2 年度	6,019	4.82%
令和 3 年度	6,034	5.07%
令和 4 年度	5,756	0.24%
令和 5 年度	5,874	2.29%
目標値	5,398	△6.00%

排出量の算定根拠：第 3 次実行計画

計画期間：当初は令和元年度から令和 5 年度とし、令和 7 年 6 月まで延長

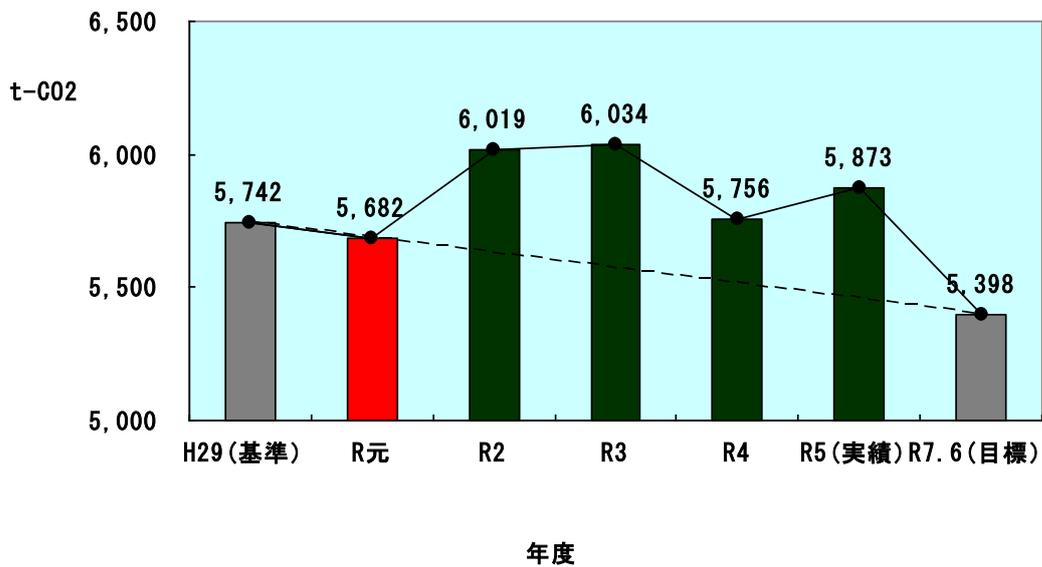


図 温室効果ガス排出量の推移

3 活動量(エネルギー使用量)にみる課題

令和5年度(2023年度)において、電気に由来する温室効果ガスが全体の約8割を占めており、電気の使用量の削減と再エネ導入が最重要といえます。

電気の使用量は微減傾向にあり、令和5年度(2023年度)の電気の使用量は、基準年度から335,001kWh減少し、基準年度比96.4%となっています。

電気使用量の減少の一因として、市内各小中学校において電球を変える際に随時工事を行いLEDへと変更したことや、市が管理する全ての街路灯のLED化工事が完了したことが挙げられます。

白熱電球・蛍光灯・LEDを同じ明るさに換算したとき、LEDが一番消費電力が少なく、白熱電球の1/8、蛍光灯の1/3の電力となることから、消費電力量の削減にはLEDへの交換が効果的であることが伺えます。

また、都市ガス及び液化石油ガスの使用量が基準年度と比較して大きく増加しておりますが、これは、使用量の大半を占める小中学校及びアスカル幸手の空調設備の使用によるものです。空調の設定温度の適正化や、ブラインドやカーテンによる遮熱を効果的に実施するなど、空調設備の温度管理の取り組みによりガス使用量の削減を行う必要があると考えられます。

表 エネルギー使用量の推移

エネルギー種	平成29年度 【基準年度】	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度 基準年度比
電気 (kWh)	9,241,751	9,139,194	9,361,829	9,347,755	8,823,703	8,906,750	96.4%
液化石油ガス (m ³)	43,108	40,604	48,769	50,653	51,532	63,693	147.8%
都市ガス (m ³)	165,627	179,178	275,057	281,477	274,119	275,714	166.5%
ガソリン (L)	44,739	41,472	33,870	35,187	34,261	34,016	76.0%
灯油 (L)	33,108	29,860	20,175	20,117	11,633	12,758	38.5%
軽油 (L)	11,068	9,824	10,115	12,405	10,800	11,163	100.9%
A重油 (L)	5,550	4,120	4,560	3,600	3,000	3,200	57.7%

第3章 第4次実行計画の概要

1 計画の基準年度及び期間

本計画の基準年度は、近年の地球温暖化をめぐる大きな情勢の変化を踏まえ、国の地球温暖化対策実行計画との整合を図り、第3次実行計画から変更し平成25年度(2013年度)とします。

計画期間は、令和7年(2025年)7月から令和13年(2031年)3月までとします。

なお、日本全体のエネルギー政策や地球温暖化対策については、大幅な見直しが見込まれる可能性があります。計画の前提が大きく変わるような状況が発生した場合には、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

2 計画の算定対象

本計画では、対象とする温室効果ガスを第3次実行計画と同様、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の4種類とします。

なお、温室効果ガス(全7種)のうち、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)及び三ふっ化窒素(NF₃)の3種類は、市の事務・事業において発生することが想定されないため、計画の対象外とします。

本計画の算定対象となる温室効果ガスの種類

	温室効果ガスの種類	主な発生源	地球温暖化係数※
計画の対象	二酸化炭素(CO ₂)	燃料や廃プラスチック類の燃焼・焼却、電気の使用	1
	メタン(CH ₄)	自動車の走行における燃料の燃焼、家畜のふん尿処理、し尿・雑排水処理、各種の廃棄物の焼却や埋立	28
	一酸化二窒素(N ₂ O)	自動車の走行における燃料の燃焼、家畜のふん尿処理、し尿・雑排水処理、各種の廃棄物の焼却	265
	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	冷蔵庫・カーエアコン(冷媒)の使用・廃棄	4~12,400
計画の対象外	パーフルオロカーボン(PFC)	冷媒・半導体の洗浄等	
	六ふっ化硫黄(SF ₆)	変電施設などの電気機械器具の使用・点検・廃棄	
	三ふっ化窒素(NF ₃)	半導体・液晶パネルの洗浄	

※ 二酸化炭素を1として表した場合の、各温室効果ガスの係数(GWP)。地球温暖化対策推進法施行令第4条による。同施行令改正により令和6年4月1日から新たな数値を用いる。

3 温室効果ガス排出量の算出方法

毎年度、各課等に当該項目について照会を実施し、国が公表する温室効果ガスの排出係数(P19・参考資料1「排出係数一覧」参照)を用いて算出します。小数点以下は切り捨てとします。なお、電気の排出係数について、第3次実行計画では、基準年度(平成29年度)の $0.518\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ に固定していましたが、第4次実行計画では、再生可能エネルギー電力の調達等の取組が反映できるよう、毎年環境省が公表している調整後排出係数を使用することとします。

温室効果ガス排出量の算出にあたっては、次の①・②の順に算出します。

- ① 二酸化炭素などの温室効果ガスごとのエネルギーの使用量にそれぞれ排出係数を乗じることにより求めます。

$$\begin{aligned} & \text{電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量 (kg-CO}_2\text{)} \\ & = \text{電気使用量 (kWh)} \times \text{電気の使用に係る二酸化炭素排出係数} \end{aligned}$$

- ② さらに、各温室効果ガス排出量に地球温暖化係数を乗じて、二酸化炭素量に換算したものの総量が「温室効果ガス総排出量」となります。

$$\begin{aligned} & \text{二酸化炭素換算温室効果ガス総排出量 (kg-CO}_2\text{)} \\ & = \sum (\text{各温室効果ガス排出量} \times \text{地球温暖化係数}) \end{aligned}$$

【基準年度の温室効果ガス排出量について】

本計画の基準年度である平成25年度(2013年度)の温室効果ガス排出量は、第1次実行計画の期間であったことから、同計画では対象施設となっていなかった指定管理者により管理されている施設からの温室効果ガス排出量及び一般廃棄物からの温室効果ガス排出量が含まれていませんでした。そのため、第2次実行計画の策定時に年度を遡って新たな算定を行いました。第3次実行計画から対象施設が大きく増えたため、本計画の基準年度の排出量として、平成25年度(2013年度)の温室効果ガス排出量を見直す必要があります。

第3次実行計画の期間では、当該計画の基準年度である平成29年度(2017年度)の以前の排出量は算定されていないことから、第2次実行計画の策定時に算定した平成25年度(2013年度)排出量に対して、対象施設増加に伴う排出量増加分を加えることで補正を行い、本計画の基準年度排出量を推計します。

具体的には、第3次実行計画では対象施設が増加したため、平成29年度(2017年度)排出量について、第2次実行計画の実績から $2,700\text{t-CO}_2$ 増加しています。この増加分を、第2次実行計画の策定時に算定した平成25年度(2013年度)排出量の $2,945\text{t-CO}_2$ に加算し、 $5,645\text{t-CO}_2$ を本計画の基準年度排出量としています。

4 計画の対象施設

対象範囲は、指定管理者により管理されている施設を含めて、市が所有または賃借している全ての施設とします。ただし、個人の生活に伴う施設は対象外とします(P20・参考資料「2 対象施設一覧」参照)。

5 温室効果ガス排出量の削減目標

令和 12 年度(2030 年度)までに平成 25 年度(2013 年度)比で
50%以上削減することを目標とします。

温室効果ガス削減目標の設定は、政府実行計画と整合するよう、基準年度を平成 25 年度(2013 年度)、目標年度を令和 12 年度(2030 年度)とし、基準年度から 50%以上の削減を目指します。

また、長期的には 2050 年カーボンニュートラルの実現を目指し、そこに至る過程で政府実行計画と整合するよう、令和 17 年度(2035 年度)に 65%削減、令和 22 年度(2040 年度)に 79%削減を目指します。

市の事務・事業からの温室効果ガス排出量は、コロナ禍の影響により小中学校やアスカル幸手のエアコン使用に伴う都市ガス、液化石油ガスの使用が増加したことから、令和 2 年度(2020 年度)以降、第 3 次実行計画の基準年度である平成 29 年度(2017 年度)を上回る排出量となっておりますが、LED 化や様々な節電対策により電気使用量を削減し、令和 2 年度(2020 年度)をピークに温室効果ガス排出量は減少傾向にあります。

今後は社会経済活動も活発化し、計画目標どおりの温室効果ガス排出量の減少は難しい状況が続くと考えられますが、計画目標を達成するために現在行っている取り組み(節電等)を引き続き行うこととし、本計画では、政府実行計画に沿うことを基本として、さらなる温室効果ガスの削減に取り組みます。

表 第 4 次実行計画の目標値

項目	基準年度 平成 25(2013)年度	削減目標	目標年度 令和 12(2030)年度
総排出量	5,645 t-CO ₂	50%以上削減	2,823 t-CO ₂ 以下

対策の面では、電気の使用に由来する温室効果ガスの削減を主とし、照明の LED 化、建築物における省エネルギー対策、節電行動等により電気の消費量を削減するとともに、必要とする電力については再生可能エネルギー電力の調達や、自家消費型太陽光発電の導入により、温室効果ガスの削減を図ることとします。

また、その他のエネルギーについても建築物における省エネルギー対策、公用車の電動化と運用の合理化、省エネ行動等による使用量の削減を図ることとします。

なお、計画の実現には、市職員一人ひとりの意識と行動が重要であります。よって、本計画期間においては、財やサービスの購入・使用に関する取組、建築物の建築、管理等に関する取組、その他の事務・事業に関する取組において、積極的に地球温暖化対策を推進することとします。

表 令和 5(2023)年度からの温室効果ガス削減ロードマップ

項目	直近年度 令和 5(2023)年度 実績	削減内容	目標年度 令和 12(2030)年度 目標値
電気由来の CO ₂	4,614 t-CO ₂	照明 LED 化、建築物における省エネルギー対策等により電力使用量を削減。必要な電力について再生可能エネルギー電力調達、自家消費型太陽光発電導入を行い、全体で温室効果ガス排出量を 6 割強削減	1,718 t-CO ₂ 以下
液化石油ガス(LPG)由来の CO ₂	381 t-CO ₂	建築物における省エネルギー対策等によりガス使用量を約 1 割削減	343 t-CO ₂ 以下
都市ガス由来の CO ₂	596 t-CO ₂	建築物における省エネルギー対策等によりガス使用量を約 1 割削減	536 t-CO ₂ 以下
その他(車の走行、灯油・重油の使用、し尿処理等に由来する温室効果ガス)	283 t-CO ₂	公用車の省エネ化、し尿処理量減少等により約 2 割削減	226 t-CO ₂ 以下
全体	5,874 t-CO ₂		2,823 t-CO ₂ 以下

6 重点推進項目

温室効果ガス排出量のうち、電力に起因する CO₂ が約 8 割を占めていることから、その削減が最も重要な課題となります。

(1) LED 照明の導入

LED 照明の省エネ性能が高いことと、蛍光灯の製造と輸出入が令和 9 年(2027 年) 年末までに廃止されることも踏まえて、公共施設の照明(特殊な用途等の理由により代替不可能なものを除く)の LED 化を早急に推進し、その省エネ効果により電力に起因する CO₂ の削減を図ります。

(2) 再生可能エネルギー電力調達の推進

公共施設で使用する電力について、再生可能エネルギーから発電された電力の調達を推進し、電力に起因する CO₂ の削減を図ります。

(3) 建築物における省エネルギー対策の徹底

一般に建築物のエネルギーロスが大きな問題とされていることから、既存公共施設の省エネ改修や熱源設備の省エネ化、新築時のゼロ・エネルギー化(ZEB 化)といった対策を推進し、その省エネ効果により電力をはじめとしたエネルギーに起因する CO₂ の削減を図ります。

(4) 太陽光発電の最大限の導入

太陽光発電設備を設置可能な公共施設において、自家消費型太陽光発電の最大限の導入を推進し、電力に起因する CO₂ の削減を図ります。

(5) 電動車の導入

世界の潮流として、自動車を電動化し、将来的には再エネ電力で給電することにより自動車の脱炭素化を実現しようとする方向にあります。また、電動車にはエネルギー効率の高さや有害な排ガスを排出しないといったメリットもあります。このことを踏まえて、公用車への電動車(電気自動車(EV)、燃料電池車(FCV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)、ハイブリッド車(HV))の導入を推進し、その省エネ効果によりエネルギーに起因する CO₂ の削減を図ります。

(6) 廃棄物の 3R+Renewable の推進

プラスチック類の焼却は、CO₂ 排出の要因の 1 つです。本市ではごみの焼却処理を市外へ委託しているため、本市の可燃ごみに含まれるプラスチック類(資源ごみとして出された容器包装プラスチックやペットボトル以外のプラスチック)は市外での CO₂ 排出量に関係しています。このことを踏まえて、廃棄物の 3R+Renewable を推進し、市外での廃プラスチックの焼却量削減により国内の温室効果ガス排出量削減に資することとします。

(7) 節電の行動指針

電気使用量を削減するため、行動指針として職員や市全体で取り組むものを例示します。

番号	取組事項
1	空調温度の設定(夏季 28℃・冬季 20℃)
2	空調機器の清掃
3	屋上や壁面の緑化
4	照明の消灯(未使用時・昼休み休憩等)
5	間引き消灯
6	ブラインド等の開閉による冷暖房の効率化
7	ノー残業デーの徹底
8	OA機器は節電・待機・省電力モード
9	ペーパーレス化の推進
10	エネルギー消費効率が高い機器の導入
11	未使用電気機器のコンセントを抜く

第4章 具体的な主な取組

1 財やサービスの購入・使用に関する取組

(1) 紙類・事務用品の有効利用

- ①会議等のペーパーレス化を推進する。
- ②資料、事務手続きの簡素化
資料の作成はページ数を少なくし、必要最小限の部数を作成する。
- ③使い捨て製品の使用自粛
部品の交換や補充を行うことで本体の継続使用が可能な製品や、中身の詰替や補充を行うことで容器の再利用が可能な製品を優先して購入する。
- ④用紙、事務用品の再利用
両面印刷の励行、ミスコピーの裏面や使用済み封筒を再利用する。

(2) 公用車の効率的利用

- ⑤電動車(電気自動車(EV)、燃料電池車(FCV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)、ハイブリッド車(HV))の導入推進
- ⑥電動車(電気自動車(EV)、燃料電池車(FCV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)、ハイブリッド車(HV))の優先利用
電動車(電気自動車(EV)、燃料電池車(FCV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)、ハイブリッド車(HV))を優先して購入、使用する。
- ⑦エコドライブの徹底
低燃費で安全を考えた運転(穏やかにアクセルを踏んで発進、加速・減速の少ない運転等)を実施する。
- ⑧公用自転車の積極的活用
- ⑨公用車台数の削減
移動距離や目的に応じて公用自転車や公共交通機関を利用する。

(3) エネルギー消費効率の高い機器の導入

- ⑩省エネ型機器の導入
LED照明器具やエネルギー消費効率が高いOA機器を導入する。
- ⑪照明器具やOA機器の設置台数の適正化
必要最小限の台数で照明器具やOA機器を導入する。

(4) グリーン購入の推進

- ⑫古紙配合率の高い用紙の購入
- ⑬再生紙、または再生できる用紙の購入
- ⑭エコマーク・グリーンマーク製品の購入
- ⑮簡易包装された製品の購入
「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(環境省)に則した製品を購入する。

⑩グリーン契約の推進

「環境配慮契約法に基づく基本方針」(環境省)に則した契約を締結する。

2 建築物の建築、管理等に関する取組

(1) 冷暖房における適正な温度管理

⑪空調の設定温度の適正化

冷暖房の設定は、室温が夏は28℃、冬は20℃程度にする。

⑫ブラインドやカーテン、扉の開閉による冷暖房の効率化

外気の導入や換気、カーテンやブラインドの遮熱効果を効果的に使用する。

⑬空調機器のフィルターの定期的な清掃

(2) 自然環境の有効利用

⑭再生可能エネルギーの活用

再生可能エネルギーから発電された電力を調達する。また、太陽光発電設備を設置可能な公共施設において、自家消費型太陽光発電の最大限の導入を推進する。

⑮建築物における省エネルギー対策の徹底

既存公共施設の省エネ改修や熱源設備の省エネ化、新築時のゼロ・エネルギー化(ZEB化)といった対策を進める。

⑯水利用の合理化

節水コマ・節水型給水設備、雨水の利用を促進する。

⑰庁舎屋上や壁面の緑化

緑のカーテンで二酸化炭素の吸収源対策と冷房の使用を抑制する。

3 その他の事務・事業に関する取組

(1) エネルギー使用量の抑制

⑱照明機器の使用管理

照明の消灯(未使用時・昼休み休憩等)や、間引き消灯を実施する。

⑲電気機器の使用管理

省電力モードの設定、未使用機器においてはコンセントを抜く。

⑳ノー残業デーの徹底

事務の見直しや効率的な執行により時間外勤務や休日出勤を削減する。

㉑ガス給湯器の使用の抑制

給湯器の温度設定の調節や使用を抑制する。

(2) 廃棄物の減量化・リサイクル

㉒用紙・廃棄文書等の再資源化

再生紙や新聞、空き缶、ペットボトルの分別回収に協力する。

㉓プラスチックに係る資源循環の推進

プラスチック使用製品廃棄物の分別回収、再商品化を推進する。

⑩使い捨て製品や過剰包装品の購入の抑制

使い捨て製品や過剰包装品の購入を控え、ごみの排出量を抑制する。

⑪トナーカートリッジのリサイクルサービス活用

トナーの補充等のリサイクルサービスを活用し、新品購入を抑制する。

⑫ごみ箱の設置数の抑制

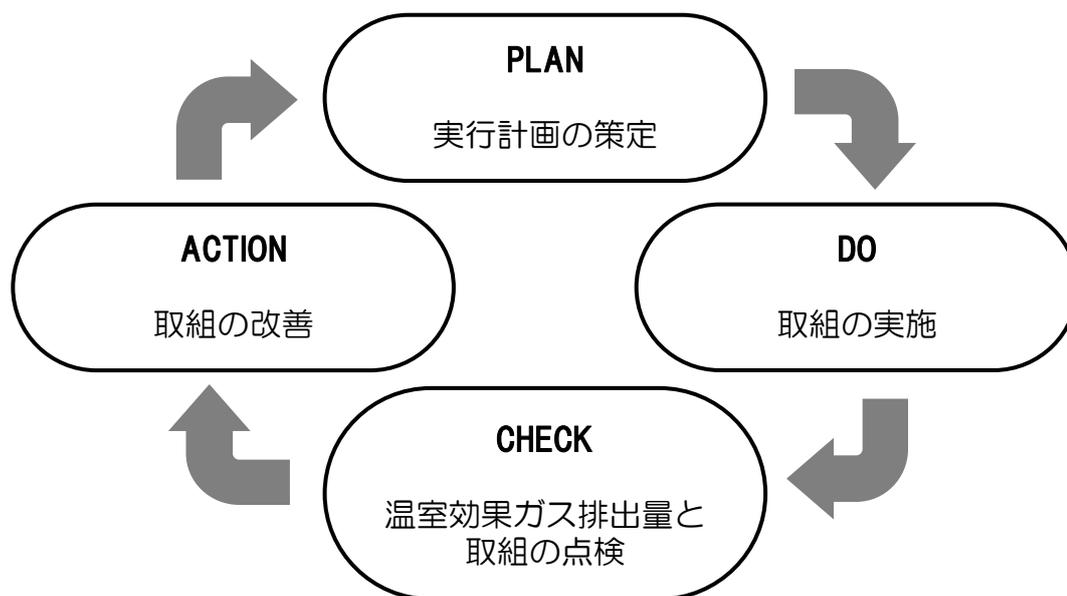
安易にごみ箱へ廃棄することがないように、資源化への意識改革をする。

第5章 推進と点検等

1 推進と点検等

この計画に基づき温室効果ガスの排出量を削減するためには、全職員が計画に掲げられた取組を積極的に実践していく必要があります。

また、第1次実行計画の策定時から毎年点検を実施していますが、第4次実行計画においても、下図のとおり計画の策定(Plan)、取組の実施(Do)、取組の点検(Check)、計画の見直し(Action)を行い、目標の達成を目指します。



2 職員に対する周知

策定した計画は全職員が確実に実施・運用する必要があります。この計画の目標や取組項目を分かりやすく伝えるため、庁内LANを積極的に活用した情報提供を実施します。また、絶え間なく周知を行うことで、職員の意識の向上を目指します。

3 公表

この計画の内容及び進捗状況は、広報紙や市ホームページに掲載して、積極的な公表に努めます。

参考資料

1 排出係数一覧

地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアルをもとに作成

項目		単位	対象ガス①	排出係数①	対象ガス②	排出係数②	
燃料使用量	ガソリン	L	CO ₂	2.32			
	灯油	L	CO ₂	2.49			
	軽油	L	CO ₂	2.58			
	A重油	L	CO ₂	2.71			
	LPG	kg	CO ₂	3.00			
	都市ガス	m ³	CO ₂	※1			
電気使用量		kWh	CO ₂	※2			
自動車の走行量	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車	km	CH ₄	0.000010	N ₂ O	0.000029
		軽乗用車	km	CH ₄	0.000010	N ₂ O	0.000022
		普通貨物車	km	CH ₄	0.000035	N ₂ O	0.000039
		小型貨物車	km	CH ₄	0.000015	N ₂ O	0.000026
		軽貨物車	km	CH ₄	0.000011	N ₂ O	0.000022
		特種用途車	km	CH ₄	0.000035	N ₂ O	0.000035
	軽油	小型貨物車	km	CH ₄	0.0000076	N ₂ O	0.000009
		特種用途車	km	CH ₄	0.000013	N ₂ O	0.000025
自動車用エアコンの使用		台	HFC	0.010			
し尿処理量		m ³	CH ₄	0.038	N ₂ O	0.00093	
浄化槽		人	CH ₄	0.59	N ₂ O	0.023	
ディーゼル機関(定置式)における使用	灯油	L	N ₂ O	0.000062			
	軽油	L	N ₂ O	0.000064			
	A重油	L	N ₂ O	0.000066			
ガス・ガソリン機関(定置式)における使用	都市ガス	m ³	CH ₄	0.0023	N ₂ O	0.000027	
家庭用機器における使用	灯油	L	CH ₄	0.00035	N ₂ O	0.000021	
	LPG	m ³	CH ₄	0.00023	N ₂ O	0.0000046	
	都市ガス	m ³	CH ₄	0.00019	N ₂ O	0.0000039	

(※1)都市ガスの使用に係る排出係数は、温室効果ガス排出量が削減できる都市ガスの調達等の取組が反映できるよう、調整後排出係数とし、環境省ホームページで公表されている算定・報告・公表制度のための係数である「都市ガス事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)」を使用します。ただし、その公表がなされない場合には従来の2.16とします。

(※2)電気の使用に係る排出係数は、再生可能エネルギー電力の調達等の取組が反映できるよう、調整後排出係数とし、環境省ホームページで公表されている算定・報告・公表制度のための係数である「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)」を使用します。

《対象ガスの名称》

CO₂(二酸化炭素)、CH₄(メタン)、N₂O(一酸化二窒素)、HFC(ハイドロフルオロカーボン)

2 対象施設一覧

部局ごとの対象施設

部 局	対象施設
市長部局	市役所本庁舎、市役所第二庁舎、プレハブ庁舎、ウェルス幸手、幸手駅西口土地区画整理事務所、ひばりヶ丘桜泉園管理棟、保育所、児童館、放課後児童クラブ、老人福祉センター、最終処分場、廃棄物処理施設、し尿処理施設、香日向汚水処理場、上高野駐輪場、勤労福祉会館、排水ポンプ場、消防団機具庫、街灯、公園、指定水路、市営釣場、幸手駅東西自由通路、幸手駅東口トイレ、コミュニティセンター、さくらの里、なのはなの里、旧保健センター(シルバー人材センター)、旧香日向小学校(幸手看護専門学校等)、地産地消研究会物置、汚水中継ポンプ場、農業集落排水処理施設、旧吉田幼稚園
水道部局	浄水場(第1・第2)
教育委員会	市立小・中学校、公民館、図書館、郷土資料館、アスカル幸手、B&G海洋センター、ひばりヶ丘球場、総合公園テニスコート、陸上グラウンド(管理棟)、武道館、勤労青少年ホーム、少年サッカー場



温室効果ガスの削減にご協力ください!

第4次幸手市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】

発行 令和7年7月

発行者 幸手市

編集 幸手市市民生活部環境課

〒340-0123

幸手市大字木立 1779-5

電話 : 0480-48-0331

FAX : 0480-48-2226

E-mail : kankyo@city.satte.lg.jp

URL : <https://www.city.satte.lg.jp/>